

城西放射線技術専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、診療放射線技師として必要な知識および技能を授ける他専門の技術教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は城西放射線技術専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都豊島区千早1丁目10番26号におく。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。
2 前項の点検および評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 修業年限、定員ならびに休業日

(修業年限及び在学年数)

第5条 本校の修業年数は4年とする。ただし、8年をこえて在学することはできない。

(課程及び定員)

第6条 本校の課程は、専修学校の専門課程（夜間課程）で診療放射線学科を設置する。
定員は次のとおりとする。

クラス定員	入学定員	総定員
40名	40名	160名

(学年、学期の終始期)

第7条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 季節休暇
夏季休業 8月10日から9月30日
冬季休業 12月22日から1月11日
春季休業 3月23日から4月7日
- (4) 創立記念日 6月18日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 前項の規定にかかわらず、非常変災その他やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数および教職員組織

(教育課程、授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義、演習にあつては15時間から30時間をもって1単位とし、実験、実習および実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校等において当該科目に必要な時間以上または内容を修得していることが確認できた場合には、当該科目を履修したとみなすことができる。

2 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第1の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、個々の既修の学習内容が当該科目の教育内容に該当するものと認められる場合は当該科目を履修したことに代えることができる。

(授業の終始期)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次の通りとする。

午後6時から午後9時10分まで

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 7名以上
- (3) 講師 10名以上
- (4) 助手 1名以上
- (5) 事務職員 2名以上
- (6) 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学入学資格検定規定(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。

(入学者の選考)

第16条 本校の入学試験は次のとおりとする。

- (1) 入学試験は推薦入学試験と一般入学試験とする。
- (2) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し出身高等学校調査書と第31条に定める入学検定料をそえて指定期日までに出席しなければならない。
- (3) 前号の手続きを完了したものに対して学力検査および面接テストを実施し、その評価にもとづいて学校長が選考決定する。

(入学手続、許可)

第17条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に保証人連署の誓約書、第31条に定める入学金および学費をそえて入学手続きを完了しなければならない。

2 前項の手続を指定期日内にとらないときは、その者の入学の許可を取消すものとする。

(保証人)

第18条 前条に定める保証人は、独立の生計を営む者で、学生の身上に係る一切の事情についてその責に任ずることのできる者とする。

(休学)

第19条 学生が疾病その他の事情により1か月以上休学しようとするときは、その事由を詳細に記し、(疾病にあつては、医師の診断書を添付)保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、さらに1年を限り休学期間を延長することができる。

3 学生が疾病その他の事情により修学することが適当でない認められる時は、学校長はその学生に対し休学を命ずることがある。

4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間内において、復学しようとするときは、その事由を記し(疾病にあつては、医師の診断書を添付)学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学・除籍)

第21条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 次の各号に該当する者は、退学または除籍を命ずる。

(1) 第5条に定める在学年限を超えた者。

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお就学できない者。

(卒業又は進級)

第22条 第5条に定める期間在学し、第9条別表に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し、学校長は卒業証書を授与する。

2 当該学年の授業科目を履修しその単位を修得した者に対し、学校長は進級させる。

(称号の授与)

第23条 前条により、医療専門課程診療放射線学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(欠席の届出)

第24条 学生が、疾病その他の事情により欠席しようとするときは、その事由を記して学校長に届け出なければならない。

2 疾病のため、7日以上欠席しようとするときは、欠席届に医師の診断書をそえなければならない。

(転入学及び編入学)

第25条 他の診療放射線技師養成施設の在學生で本校に転入学を、または退学者で本校に編入学を志望する者は、当校に欠員がある場合に限り選考の上学校長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を志願する者は、そのときに在学する養成施設の長の転学許可書を願書にそえなければならない。

(転学)

第26条 学生が、他の学校に転学を志願しようとするときは、その事由を詳細に記し保証人連署の上学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 本校で退学を許可した者が、再入学を志望したときは、選考の上欠員のある場合に許可することができる。この場合には、履修授業科目の全部または一部に再履修を命ずることができる。

(学習の評価)

第28条 学習の評価は試験および平素の成績を参考にして行う。

2 試験は定期試験及び臨時試験があり、定期試験は学期末または学年末に行う。ただし授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

3 各授業科目は出席すべき日数の3分の1（実習・実験については5分の1）をこえて欠席する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

4 各科目の評点は100点を満点とし、60点を合格とする。

5 試験に欠席した者および合格点に達しない者には、それぞれの科目について追試験や再試験を行うことがある。

(ほう賞)

第29条 学業、素行の優良な者には、学校長はこれを表彰する。

(懲戒)

第30条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分に反する行為があったときは懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 退学は次の各号の1に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第5章 授業料、入学金、その他

(納付金)

第31条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料 30,000円

入学金 350,000円

授業料 510,000円

設備維持費 300,000円

実習費 100,000円

2 入学検定料については平成9年度入学志願者から、入学金、授業料、実習費については平成10年度入学生から、設備維持費については平成26年度入学生より適用する。

なお復学生、留年生の授業料、設備維持費、実習費は当該学年年度より適用する。

(授業料の納入)

第32条 授業料その他の学費は学年始めに納入しなければならない。ただし分納しようとする者は学校の指示に従う。

2 授業料等は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間は、これを納入しなければならない。ただし、休学の場合は減免することがある。

(滞納)

第33条 学費を理由なく期日までに納入しない者は除籍されることがある。

(返付)

第34条 第31条に定める既納の学費は、原則として返付しない。ただし、一般入学試験で入学手続きを行い、何らかの理由で指定期日までに入学辞退をした場合は、入学金を除いた金額を返付する。

(健康診断)

第35条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第6章 雑則

第36条 この学則の定めるもののほか必要な事項は学校長が別に定める。

(附則)

1. 臨床実習については、本学則第8条に基づき昼間に臨床実習を行う。

1. 本学則は昭和51年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和52年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和53年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和54年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和55年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和56年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和57年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和58年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和59年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和60年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和61年4月1日より実施する。

1. 本学則は昭和63年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成元年11月27日より実施する。

1. 本学則は平成2年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成4年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成6年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成7年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成8年4月1日より実施する。

2. 第19条、専門士の称号の授与は平成7年3月1日にさかのぼって適用する。

1. 本学則は平成9年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成10年4月1日より実施する。

1. 本学則は平成13年4月1日より実施する。
1. 本学則は平成17年4月1日より実施する。
1. 本学則は平成18年4月1日より実施する。
1. 本学則は平成22年4月1日より実施する。
2. 第6条の規定にかかわらず、平成22年度より平成25年度の収容定員は、下記のとおりとする。

年度 \ 学年	学年				計
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
平成22年度	40名	80名	80名	80名	280名
平成23年度	40名	40名	80名	80名	240名
平成24年度	40名	40名	40名	80名	200名
平成25年度	40名	40名	40名	40名	160名

1. 本学則は平成24年4月1日より実施する。
1. 本学則は平成26年4月1日より実施する。
 ただし、第31条について、平成26年3月31日までに入学した者に関しては、従前の学則によるものとする。
 なお、復学生・留年生の授業料、設備維持費、実習費は当該学年度より適用する。
1. 本学則は平成28年4月1日より実施する。
1. 本学則は令和4年4月1日より実施する。
 ただし、令和3年度以前の入学生について、別表は従前の学則によるものとする。

教育課程

分野 単位数	教育内容 規定単位	科 目	1学年		2学年		3学年		4学年		本校単位数		時間数		
			講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習	
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	数学	30								2		30		
		物理学	30								2		30		
		化学	30								2		30		
		生物学	30								2		30		
		基礎科学	30								1		30		
		人文科学					30				2		30		
		英語	30								2		30		
		医療英語				30					2		30		
		体育				30					1		30		
		体育実技				30						1		30	
14単位		基礎分野合計	180	30	60	0	30	0	0	0	16	1	270	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	医学概論	60								2		60		
		臨床医学概論						60			2		60		
		生理学および生化学			60						2		60		
		衛生学及び公衆衛生学			60						2		60		
		病理学	60								2		60		
		解剖学	60								2		60		
		医療総合学							30		2		30		
		小計	180		120		60		30		14		390		
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	電気工学	60								2		60		
		電子工学			60						2		60		
		医用物理学					30				1		30		
		医用数学				30					1		30		
		情報処理工学					60				2		60		
		理工学実験		45								1		45	
		放射線生物学			60						2		60		
		放射線物理学			30						1		30		
		放射線物理学演習					30				1		30		
		放射化学			60						2		60		
放射線計測学			60						2		60				
放射線衛生学							30		2		30				
放射線科学実験						45					1	45			
小計	60	45	180	0	240	45	30	0	18	2	510	90			
31単位		専門基礎分野合計	240	45	300	0	300	45	60	0	32	2	900	90	
専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	診療画像技術学Ⅰ	60								2		60		
		診療画像技術学Ⅱ			60						2		60		
		診療画像技術学Ⅲ					60				2		60		
		診療画像技術学Ⅳ				30					1		30		
		診療画像技術学実験		45								1		45	
		診療画像機器工学Ⅰ	60								2		60		
		診療画像機器工学Ⅱ			60						2		60		
		診療画像機器工学実験							45			1		45	
		臨床画像学							30		1		30		
		診療画像技術学演習							30		1		30		
	学内臨床画像演習				45					45		2		90	
	診療画像技術学特講							60			2		60		
	小計	120	45	150	45	60	0	120	90	15	4	450	180		
	核医学検査技術学	核医学検査技術学						60				2		60	
		核医学検査技術学演習								30		1		30	
		放射線薬品学								30		1		30	
		核医学診断技術学								30		1		30	
		核医学機器工学								30		1		30	
	小計	0	0	0	0	60	0	120	0	6	0	180	0		
	放射線治療技術学	放射線治療技術学						60				2		60	
		放射線治療技術学演習								30		1		30	
		放射線治療物理学								30		1		30	
		放射線腫瘍学								30		1		30	
		放射線治療総論								30		1		30	
放射線治療機器工学									30		1		30		
小計	0	0	0	0	60	0	150	0	7	0	210	0			
医療画像情報学	画像工学			60							2		60		
	放射線画像学			30							1		30		
	画像情報学					30					1		30		
	医療画像情報学								60		2		60		
小計	0	0	90	0	30	0	60	0	6	0	180	0			
放射線安全管理学	安全管理学					30					1		30		
	放射線安全管理学								30		1		30		
	関係法規								30		1		30		
	放射線関係法規								30		1		30		
小計	0	0	0	0	60	0	60	0	4	0	120	0			
医療安全管理学	医療安全管理学					60					2		60		
	小計	0	0	0	0	60	0	0	0	2	0	60	0		
実践臨床画像学	実践臨床画像学			30	30						1	1	30	30	
	看護・介護学	30									2		30		
小計	30	0	30	30	0	0	0	0	3	1	60	30			
臨床実習	診療画像技術学							270				6	270		
	核医学検査技術学									135		3	135		
	放射線治療技術学									135		3	135		
小計	0	0	0	0	0	270	0	270	0	12	0	540			
57単位		専門分野合計	150	45	270	75	330	270	510	360	43	17	1260	750	
総単位数		項目別総合計	570	120	630	75	660	315	570	360	91	20	2430	870	
102単位		学年別総合計	690		705		975		930		111		3300		

注 診療放射線技師養成所指定規則以上の単位である。

学則第 22 条細則

卒業・進級 判定基準

議長を校長とした卒業・進級に関する及落判定会議を下記の基準で行う。

1) 卒業

4 学年末で次の卒業基準が満たされたとき、卒業が認められる。

- ・教育課程を全て履修し単位の認定を受けた者。
- ・臨床実習を全て終了し、単位の認定を受けた者。
- ・未提出のレポートがない者。(課題レポート・実験(実習)及び臨床実習等)
- ・学費等完納者
- ・学則第 5 条に定められた期間在学した者。

2) 進級

1, 2, 3 学年末で次の進級基準が満たされたとき、進級が認められる。

- ・当該学年による教育課程を全て履修し単位の認定を受けた者。
- ・臨床実習を終了し、単位の認定を受けた者。(3 学年次)
- ・未提出のレポートがない者。(課題レポート・実験/実習及び臨床実習等)
- ・学費等完納者

3) 仮進級(条件付き進級)

1, 2, 3 学年末で進級基準を満たさなかった者で、次の仮進級基準を満たす者は、仮進級が認められる。

- ・及落判定会議において、進級基準を満たさなかった者で、その実力が進級させるに十分と判断された場合。
- ・臨床実習を終了し、単位の認定を受けた者。(3 学年次)
- ・未提出のレポートがない者。(課題レポート・実験(実習)及び臨床実習等)
- ・学費等完納者

仮進級者には不合格科目に対する課題が与えられ、当該年度内にこの課題を全てクリアした者は進級基準が満たされたと見なされ進級が認められる。

4) 原級留置

4 学年末で卒業基準を満たせなかった者、1, 2, 3 学年末で仮進級基準を満たせなかった者および仮進級者で与えられた課題をクリアできなかった者は原級留置となり、原則当該学年の全ての単位を再修得する。